

逗子市初の市民消火栓(スタンドパイプ)を使用した消火訓練に至るまで…

防災対策実行委員 川上

逗子市としては初めてとなる市民消火栓(スタンドパイプ)を使用した消火訓練が

12月7日(日)に亀が岡公園と周辺道路で行われました。ここまでたどり着くためには幾多の困難がありました。

私は本年5月に防災対策実行委員会長を亀が岡自治会役員会から拝命されました身でありながら、正直スタンドパイプの何たるかを知りませんでした。荒井顧問様宅でパソコン動画を見せて頂きやっと知った様のわけです。また、当時市民消火栓は逗子市の防災資機材の補助金対象品目にもなっていませんでした。

そこで県内市町村の防災課、消防署へ電話で実態調査したところ大和市や茅ヶ崎市では市が一括購入して、各自治会へ無料で配布していることが判明しました。そこで先ず逗子市防災課と折衝の結果補助金対象(原則とし購入金額の半額補助)にして頂きました。次に機種選定です。消防本部へお願いして信頼できる業者を2社ご紹介いただき見積を依頼しました。見積書を見ても私達素人にはどちらを選ぶか判断がつかません。これは幸い団地内に前班長さんで、川崎消防署の現役消防所長をしている大川和人様にお願いしましたところ快く応諾して頂き貴重な助言を頂きました。

次に訓練をするには消防署の消防士の指導のもとに行う必要があります。逗子市消防本部にお願いして消火訓練をすることになりましたが、ご存知のように消火訓練では大量の水を使用します。(水の使用は有料です)水の使用は県の企業庁の許可が必要です。何せ逗子市で初めてのことで、逗子市と県の企業庁間で消火栓の水使用の覚書を締結する必要があることが判明。この締結に約1ヶ月待たされまして、11月下旬に逗子市と県の企業庁の締結となりめでたく訓練実施の運びとなると思いました。しかしながらこれで消火訓練実施とはなりません。

道路を使用しますので、警察署の道路許可申請が必要です。今度は警察署への道路許可申請。道路をどのように使うか、道幅は何メートル確保できるか、通行誘導者を何名立てるか等々で書類の書き直しを命じられる始末で、許可証受け取りを含めて逗子警察署へ3度も足を運ぶ体たらくでした。

これで訓練ができるかと思いきや、今度は消防署へ「消防訓練実施計画書」、「消防職員派遣願出書」の提出が必要でした。これでやっと訓練の手筈が集結です。

今度は当日の天気心配です。幸い天候にも恵まれめでたく当日を迎えることができました。

減災大学(逗子市が三浦半島活断層調査会と共催で市内の小学生を対象に津波の勉強会)で知り合った神奈川新聞渡辺記者が取材に来訪していただき、12月14日(日)に神奈川新聞に取り上げて頂きました。(別紙新聞記事ご参照)主催者として逗子市で初めての市民消火栓の訓練で色々大変な事もありましたが60名近くの参加者があり、消火訓練、訓練見学をして頂く事が出来ました。今回の訓練を生かして来年以降毎年繰り返し訓練を実施して一人でも多くの方、特に女性の方に訓練体験をして頂き亀団の合言葉3S(安心—Safe 安全 Secure—支え合い Support)実現に向かって亀のように歩みはのろくとも確実な歩みを続ける覚悟です。

「起きてからの絆でなく、起こる前の絆です。」